

鳥取県ドクターヘリ運航要領 (本編)

第1版 平成29年7月5日制定
第2版 平成31年1月18日改正
第3版 令和2年1月29日改正

鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会

事業主体 関西広域連合
事業実施主体 鳥取大学医学部附属病院

本編 目次

1 目的	1
2 関係機関の相互協力	1
3 定義	1
(1) ドクターヘリ	1
(2) 鳥取県ドクターヘリ事業	1
(3) 事業主体	1
(4) 事業実施主体	1
(5) 基地病院	2
(6) 救急現場への運航	2
(7) 施設間搬送の運航	2
4 鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会及び運航連絡会議	2
5 運航範囲及び飛行時間目安	2
6 運航時間	2
7 運航に係る体制等	3
(1) ドクターヘリ駐機場所	3
(2) 搭乗人員	3
(3) 運航管理室	3
8 ドクターヘリ要請ホットライン（出動要請専用電話）	3
9 運航条件及び気象条件等による飛行の判断、機長の判断による離着陸	4
(1) 運航条件及び気象条件等による飛行の判断	4
(2) 機長の判断による離着陸	4
10 出動要請対象消防機関	4
11 ドクターヘリ要請基準	4
12 搬送先医療機関	4
13 救急現場への運航	4
(1) 要請	4
ア 要請者	4
イ 要請判定基準	4
ウ 要請の連絡方法	4
エ 要請のキャンセル	5
(2) 出動	5
ア ドクターヘリの出動	5
イ 搬送元離着陸場所の決定、連絡、安全確保等	5
ウ 現場活動隊の現場到着後の傷病者情報等の連絡	6
エ 現場活動隊と搭乗医師接触後の連絡	6
(3) 傷病者の搬送	6
ア 搬送先医療機関	6
イ 搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定	6
ウ 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡	7
エ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保等	7
オ 搭乗医師・看護師と搬送先医療機関接触後の連絡	7

(4) 搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ	7
14 施設間搬送の運航	8
(1) 事前調整	8
ア 要請者	8
イ 要請判定基準	8
ウ 搬送先医療機関（診療科の医師）との事前調整	8
エ 基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整	8
オ 搬送元医療機関の管轄消防機関との事前調整（許可済場外離着陸場間で搬送する場合を除く。）	9
カ 搬送先医療機関の管轄消防機関との事前調整（搬送先で消防機関の支援を必要とする場合に限る。）	9
(2) 要請	9
ア 要請の連絡方法	9
イ 要請のキャンセル	9
(3) 出動	9
ア 傷病者の状況確認及びドクターヘリの出動	9
イ 搬送元離着陸場所の連絡、安全確保等	10
ウ 現場活動隊の搬送元離着陸場所到着後の傷病者情報等の連絡	10
エ 搬送元医療機関の医師と搭乗医師接触後の連絡	10
(4) 傷病者の搬送	10
ア 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡	10
イ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保等	10
ウ 搭乗医師と搬送先医療機関接触後の連絡	11
(5) 施設間搬送の運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ	11
15 災害時の運用	11
(1) 災害時の運用の原則	11
ア 定義	11
イ 総論	11
ウ 通常運航の停止及び災害運用の周知	11
エ 災害時の業務	11
オ 原則として、出動要請に基づかない自主的出動は行わない	12
(2) 運航範囲内（鳥取県に限る。）での局地災害の場合	12
ア 出動可能性の打診	12
イ 出動要請及び災害現場への出動	12
(3) 運航範囲内（鳥取県を除く。）での局地災害の場合	12
ア 出動可能性の打診	12
イ 出動要請及び災害現場への出動	13
(4) 関西広域連合管内の府県での広域災害の場合	13
ア 出動可能性の打診	13
イ 出動要請及び災害現場への出動	13
ウ 運航調整機能（コントロールセンター機能）の集約化	13

エ 活動が長期化する場合	14
(5) 関西広域連合管外の都道府県での広域災害の場合	14
ア 「被災地支援」を行う場合	14
イ 「関西広域連合管内救急医療体制の確保」を行う場合	14
ウ 活動が長期化する場合	14
16 消防防災ヘリコプター等との連携	14
17 基地病院の体制確保	14
(1) 体制づくり	14
(2) 検証	14
(3) 空床の確保	14
(4) 常備搭載医療器機	14
18 訓練等	15
19 地域の連携・協力体制づくり	15
20 搬送先医療機関の安全確保	15
21 ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処	15
22 ドクターヘリ運航時に発生した事故等の対処	15
(1) 総論	15
(2) 医事紛争	15
(3) 航空機事故等	15
23 搬送費用等	15
24 その他	16
別紙1 鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱	17
別紙1-1 鳥取県ドクターヘリ安全管理部会設置要綱	19
別紙2 鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議設置要綱	21
別紙3 鳥取県ドクターヘリ運航範囲表及び出動要請対象消防機関一覧	24
別紙4 鳥取県ドクターヘリ運航範囲図及び飛行時間目安	25
別紙5 鳥取県ドクターヘリ運航時間表	26
別紙6 鳥取県ドクターヘリ要請基準	27
1 救急現場への運航	27
(1) 覚知内容からドクターヘリを要請した方が良いと消防職員が判断する場合（現場活動隊出動途中の場合を含む。）	27
ア 外傷	27
イ 呼吸循環不全	27
ウ 心呼吸停止	27
(2) 現場活動隊到着時、ドクターヘリを要請したが良いと救急救命士又は救急隊員が判断する場合	27
ア 外傷	27
イ 呼吸循環不全	27
ウ 心呼吸停止	28
エ その他	28
2 施設間搬送の運航	28
(1) 要請判定基準	28

(2) ドクターヘリの出動の最終判断	28
別紙7 鳥取県ドクターヘリ搬送先医療機関一覧	29
別紙8 救急現場への運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所） の決定、連絡、安全確保等の流れ	31
1 搬送元離着陸場所の決定、連絡、安全確保等の流れ	31
2 搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ	32
別紙9 施設間搬送の運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所） の決定、連絡、安全確保等の流れ	34
1 事前調整並びに搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関の決定・連絡	34
2 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡、安全確保等の流れ	36
別紙10 鳥取県ドクターヘリの災害時の運用を規定する災害関係協定、計画等	37
1 関西広域連合関係	37
2 兵庫県関係	37
3 徳島県関係	37
4 中国地方知事会関係	37
5 中国・四国地方関係	37
6 鳥取県関係	38
7 鳥取DMAT関係	38
8 南海トラフ地震関係	38
9 首都直下地震関係	38
別紙11 広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領	39
1 広域災害の定義	39
2 出動対象範囲	39
3 活動時間	39
4 広域災害時の派遣手続	39
5 災害時の指揮	40
6 災害時の任務	40
7 搭乗する医師及び看護師	40
8 離着陸場所	40
9 離着陸場所の安全確保	41
10 搭乗員の勤務時間等	41
11 運航会社の従業員の損害賠償	41
12 予備機の活用	41
13 費用等	41
14 災害時の運用の原則	41

1 目的

本運航要領は、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を目的とする鳥取県ドクターヘリ事業の事業主体である関西広域連合及び事業実施主体である鳥取大学医学部附属病院が、消防機関、医療機関等の関係機関との連携・協力のもと、同事業を安全かつ円滑で効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 関係機関の相互協力

鳥取県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に推進するためには、関西広域連合、ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）、ドクターヘリ運航業務受託運航会社（以下「運航会社」という。）、並びに、ドクターヘリの運航範囲内の消防機関、医療機関、警察機関、県、市町村及び飛行場外離着陸場所在土地・建物の設置・管理者等の関係機関（以下「関係機関」という。）が、緊密に連携する必要があるため、関係機関は、傷病者の救命救急を最優先し、互助互恵の精神で相互に協力するものとする。

3 定義

（1）ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専門のヘリコプターのことをいう。

※「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日付医発第692号厚生省医務局長通知）の「ドクターヘリ導入促進事業」における定義。

（2）鳥取県ドクターヘリ事業

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（平成19年法律第103号）の趣旨に則り、「救急医療対策事業実施要綱」の「ドクターヘリ導入促進事業」に基づき、関西広域連合が事業主体となり、鳥取大学医学部附属病院が実施する事業であって、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を目的に、（1）のドクターヘリを活用し、救急現場等から傷病者に救命医療を開始するとともに救急搬送時間を短縮することを図るものをいう。

（3）事業主体

厚生労働省の医療提供体制推進事業費補助金を受けて、（2）の鳥取県ドクターヘリ事業を実施する関西広域連合をいう。

※関西広域連合とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市（平成27年12月4日現在）で構成される、地方自治法上の特別地方公共団体である。広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担うべき事務を実施事務としており、広域医療分野では、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実、災害時における広域医療体制の整備・充実等を推進している。

※関西広域連合の本部事務局は大阪府大阪市に、また、ドクターヘリを所管する広域医療局事務局は徳島県保健福祉部広域医療課に設置されているが、鳥取県ドクターヘリに関する関西広域連合の事務は、主に鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（鳥取県鳥取市東町一丁目220、電話：0857-26-7172）において実施する。

（4）事業実施主体

関西広域連合からの財政的支援を受けて、（2）の鳥取県ドクターヘリ事業を具体的に実施する鳥取大学医学部附属病院をいう。

(5) 基地病院

救命救急センターであるとともに、ドクターヘリに搭乗する医師・看護師等を配置した病院であって、鳥取県ドクターヘリが配備される鳥取大学医学部附属病院をいう。

(6) 救急現場への運航

交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から傷病者の治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とする出動をいう。

なお、以下の場合も含む。

ア 現場活動隊が当初陸路搬送を選択し、搬送中に搬送先医療機関の受入調整を行ったものの、当該医療機関の応需不能等のため、ドクターヘリによる搬送に切り替えた場合

(7) 施設間搬送の運航

現に医療機関に収容されている傷病者を、当該搬送元医療機関から、原則としてより高次の医療機関に搬送するための出動をいう。

なお、以下の場合も含む。

ア 医療機関が消防機関へ施設間搬送（陸路搬送）を依頼したが、消防機関が搬送困難等のためドクターヘリを要請する場合

イ 緊急外来搬送（医療機関が収容している外来患者で、より高次の医療機関へ緊急に搬送を要する場合）

4 鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会及び運航連絡会議

鳥取県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施することを目的に、関係機関による協議、連絡、調整等を行うため、「鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱」（別紙1）に基づき、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「運航調整委員会」という。）を、また、「鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議設置要綱」（別紙2）に基づき、鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議を設置する。

なお、本運航要領は、鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議の構成機関の意見を踏まえ、運航調整委員会が定める。

5 運航範囲及び飛行時間目安

鳥取県ドクターヘリの運航範囲は、原則として、鳥取県全域及び兵庫県北西部並びに島根県、岡山県及び広島県にあっては概ね基地病院より半径 70km 圏内に掛かる消防本部の管轄区域とし、具体的な運航範囲及び飛行時間目安は、「鳥取県ドクターヘリ運航範囲表及び出動要請対象消防機関一覧」（別紙3）及び「鳥取県ドクターヘリ運航範囲図及び飛行時間目安」（別紙4）のとおりである。ただし、ドクターヘリによる搬送が医療上有効と認められる場合及び災害時は、上記の運航範囲にかかわらずその他の地域へも出動できる。

6 運航時間

運航時間は、原則として、土曜・日曜・休日及び年末年始を含む午前8時30分から日没約33分前までとし、「鳥取県ドクターヘリ運航時間表」（別紙5）のとおりとする。

なお、9（1）のとおり、気象条件等により運航できない場合がある。

7 運航に係る体制等

(1) ドクターヘリ駐機場所

時間区分	天候等区分	駐機場所
運航時間内	・通常時	鳥取大学医学部附属病院内屋上ヘリポート（鳥取県米子市西町 36 番地の 1）
	・他のヘリコプターが鳥取大学医学部附属病院内屋上ヘリポートを利用するとき	空中待機又は鳥取県ドクターヘリ格納庫（鳥取県境港市佐斐神町 1500-4）
	・荒天時（激しい強風・積雪等） ・地震等の災害時で、基地病院周辺に駐機できないとき	
運航時間外	—	鳥取県ドクターヘリ格納庫（鳥取県境港市佐斐神町 1500-4）

(2) 搭乗人員

操縦士及び整備士を除き、最大 5 名の搭乗が可能である。

ア	操縦スタッフ	操縦士（機長）（以下「機長」という。） 1 名、整備士又は操縦士 1 名
イ	医療スタッフ	原則、医師 1 名（オの専門医及び研修医を除く。）、看護師 1 名
ウ	搬送可能傷病者数	一度に最大 2 名まで（担架 2 台の場合には搭乗者 1 名減）
エ	傷病者の家族等の付添	原則、傷病者の家族等の同乗は不可。ただし、ドクターヘリ搭乗医師（以下「搭乗医師」という。）が必要と判断し、機長の同意を得た場合は、傷病者の家族等を 1 名まで搭乗させることができる。
オ	その他	必要に応じて、専門医、研修医、救急救命士等 1 名

(3) 運航管理室

基地病院に、ドクターヘリ運航管理室（以下「運航管理室」という。）を設置し、ドクターヘリ要請ホットラインを設置するとともに、運航管理担当者（CS:Communication Specialist）1 名を置く。運航管理担当者は、気象情報の確認、出動要請対応、運航に必要な関係機関との連絡・調整、運航業務の管理等を行う。

また、機長及び整備士も同室内に待機する。

○運航管理室（**要請以外**の連絡用）

電話：0859-38-6990 FAX：0859-38-6978

8 ドクターヘリ要請ホットライン（出動要請専用電話）

ドクターヘリ要請ホットライン 0859-00-0000

※公開範囲：出動要請対象消防機関、搬送元医療機関（運航範囲内の全病院。）、搬送先医療機関及び近隣県ドクターヘリ基地病院

なお、ドクターヘリ要請ホットラインの通話中による、要請の遅延・不達を防止するため、施設間搬送の事前調整は以下の専用番号を使用し、上記ドクターヘリ要請ホットラインでの事前調整は行わないこと。上記ドクターヘリ要請ホットラインは、事前調整が全て整い、正式にドクターヘリの出動を要請する場合にのみ使用すること。

基地病院救命救急センター 施設間搬送事前調整専用電話番号
0859-00-0000

※公開範囲：同上

9 運航条件及び気象条件等による飛行の判断、機長の判断による離着陸

(1) 運航条件及び気象条件等による飛行の判断

運航は、昼間有視界飛行とし、機長が飛行可能と判断した場合に限る。また、気象条件等による飛行に関する最終判断は、機長が行う。

なお、出動途中で天候不良となった場合には、機長は自らの判断に基づき飛行を中止又は変更できる。飛行を中止又は変更した場合、運航管理室は、速やかに関係機関に連絡するとともに、傷病者を搬送中の場合にあつては、他の医療機関への搬送等必要な対応を行う。

(2) 機長の判断による離着陸

救急現場及び医療機関での離着陸に当たっては、消防機関、医療機関、安全ブリーフィングを受けた施設管理者等により地上警戒が実施されていることを原則とする。

10 出動要請対象消防機関

3 (6) 救急現場への運航及び(7)施設間搬送の運航における出動要請対象消防機関は、「鳥取県ドクターヘリ運航範囲表及び出動要請対象消防機関一覧」(別紙3)に記載のとおりである。

11 ドクターヘリ要請基準

3 (6) 救急現場への運航及び(7)施設間搬送の運航におけるドクターヘリ要請基準は、「鳥取県ドクターヘリ要請基準」(別紙6)のとおりであり、基地病院の長が定める。
なお、鳥取県以外の県においては、各ドクターヘリの要請基準のとおりとする。

12 搬送先医療機関

3 (6) 救急現場への運航及び(7)施設間搬送の運航における傷病者を搬送する医療機関は、原則として基地病院又は「鳥取県ドクターヘリ搬送先医療機関一覧」(別紙7)(以下「搬送先医療機関一覧」という。)に定める医療機関とする。ただし、搭乗医師は、機長等の意見を踏まえ、自らの判断により、基地病院及び搬送先医療機関一覧に定める医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

13 救急現場への運航

(1) 要請

ア 要請者

救急現場への出動要請は、原則として「鳥取県ドクターヘリ運航範囲表及び出動要請対象消防機関一覧」(別紙3)に定める消防機関が行う。

イ 要請判定基準

要請消防機関は、119番通報受信時又は現場活動隊が救急現場に到着した時点で、「鳥取県ドクターヘリ要請基準」(別紙6)(鳥取県以外の県にあつては、各県ドクターヘリの要請基準。)に基づき早期治療を要すると判断した場合に、ドクターヘリの出動を要請できる。

ウ 要請の連絡方法

要請消防機関は、8のドクターヘリ要請ホットラインへ、ドクターヘリの出動要請と併せて、選定したドクターヘリの搬送元離着陸場所(以下「搬送元離着陸場所」という。)を連絡するものとする。

エ 要請のキャンセル

要請消防機関は、救急現場へ到着後に傷病者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない場合等で医師の現場派遣を必要としない場合や、救命の可能性がないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができる。この場合、直ちに8のドクターヘリ要請ホットラインに連絡するものとする。

なお、要請消防機関の責任は問わない（Over Triageの容認）。

(2) 出動

ア ドクターヘリの出動

基地病院は、消防機関から出動要請を受けた後、気象状況等を確認した上、直ちにドクターヘリを出動させるものとする。ただし、要請を受けた時点で、ドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動不能の場合は、運航管理室は、要請消防機関に対しその旨を伝えるものとする。

イ 搬送元離着陸場所の決定、連絡、安全確保等

(ア) 搬送元離着陸場所の決定及び連絡

a 要請消防機関の管轄区域内の場所を搬送元離着陸場所として決定する場合

要請消防機関は、最も適していると判断する場所を搬送元離着陸場所として選定して、当該搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等と協議・調整の上、現場活動隊及び運航管理室に対し必要な情報を連絡するものとする。

また、運航管理室は、要請消防機関と連携の上、搬送元離着陸場所を決定するとともに、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻が判明次第、要請消防機関に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

その後、要請消防機関は、当該搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等に対して、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻を連絡し、可能な範囲で安全確保等の協力を依頼するものとする。

b 要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として決定する場合

要請消防機関が、現場からより近い等の理由により要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として選定する場合は、当該搬送元離着陸場所を管轄する消防機関（以下「搬送元離着陸場所の管轄消防機関」という。）に対して、要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として選定する旨の連絡及び搬送元離着陸場所の安全確保の協力依頼を行うものとする。

その際、搬送元離着陸場所の管轄消防機関は、当該搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等と協議・調整するとともに、可能な範囲で安全確保等の協力を依頼するものとする。

また、要請消防機関は、当該搬送元離着陸場所の管轄消防機関と相互に緊密に連携を取り合い、現場活動隊及び運航管理室へ必要な情報を連絡するものとする。

次に、運航管理室は、要請消防機関と連携の上、搬送元離着陸場所を決定するとともに、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻が判明次第、要請消防機関に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

その後、要請消防機関は、搬送元離着陸場所の管轄消防機関に対して、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻を連絡するものとする。

さらに、搬送元離着陸場所の管轄消防機関は、当該搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等に対して、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻を連絡し、可能な範囲で安全確保等の協力を依頼するものとする。

○ **高速道路関連施設を搬送元離着陸場所として決定する場合**

要請消防機関が、高速道路関連施設を搬送元離着陸場所として選定し、運航管理室が、要請消防機関と連携の上、当該場所を搬送元離着陸場所として決定する場合は、「高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について～ヘリコプター離着陸の要件・連絡体制等の整理～」(平成17年8月18日警察庁、総務省消防庁、厚生労働省及び国土交通省連名通知)に準拠して運航調整委員会が別に定める手続に従い、関係機関と協議・調整の上、所要の対応を行うものとする。

(イ) **搬送元離着陸場所の安全確保**

搬送元離着陸場所の安全確保は、要請消防機関が、搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等と協力して行うものとする。なお、交通規制等の安全確保については、必要に応じて警察等の協力を得て行うものとする。

また、要請消防機関は、離着陸に際して、砂埃の飛散等に充分配慮しなければならない。

なお、要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として決定する場合には、搬送元離着陸場所の管轄消防機関は、可能な範囲で協力するものとする。

ウ **現場活動隊の現場到着後の傷病者情報等の連絡**

現場活動隊は、現場到着後に、傷病者の状態、緊急度及び重症度、現場の気象状況、地上支援の状況等をドクターヘリに連絡するものとする。

エ **現場活動隊と搭乗医師接触後の連絡**

現場活動隊は、搭乗医師接触後にあっては、搭乗医師に対して、傷病者の状態、緊急度及び重症度、事故の状況、傷病者情報等を伝達するものとする。

(3) 傷病者の搬送

ア **搬送先医療機関**

搬送先医療機関は、原則として基地病院又は「鳥取県ドクターヘリ搬送先医療機関一覧」(別紙7)に定める医療機関とする。

なお、搭乗医師は、機長等の意見を踏まえ、自らの判断により、基地病院及び搬送先医療機関一覧に定める医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

イ **搬送先医療機関(の離着陸場所)の決定**

(ア) **搬送先医療機関の決定方法**

搭乗医師は、原則として基地病院又は搬送先医療機関一覧に定める医療機関の中から、傷病者の容体並びに傷病者又は家族の希望を考慮の上、適切な医療機関を搬送先医療機関として決定する。

(イ) **搬送先医療機関一覧に定めのない医療機関への搬送決定基準**

搬送先医療機関一覧に定めのない医療機関を搬送先医療機関として決定するに当たっては、ドクターヘリの離着陸に伴う搬送先医療機関の離着陸場所周辺の安全確保が確実に実施されるとともに、当該医療機関への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮されるよう、以下のいずれかの条件を満たす医療機関へ搬送することを原則とする。

a **敷地内又は隣接地にヘリポートを有している医療機関**

b **敷地内又は隣接地にヘリポートを有していないが、救急車を保有している医療機関**

a 以外の医療機関で、保有する救急車により、付近の離着陸場所から当該医療機関へ救急搬送できる医療機関

c **敷地内又は隣接地にヘリポートを有しておらず、かつ、救急車を保有していないが、消防機関との連携がとれている医療機関**

a 及び b 以外の医療機関で、離着陸場所から搬送先医療機関までの搬送方法について、事前に消防機関との調整がとれており、実際に消防機関が搬送を行うことができる医療機関

ウ 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡

（ア）搬送先医療機関への連絡

搭乗医師は、搬送先医療機関を決定後、直ちに当該搬送先医療機関に対して、搬送先医療機関として決定した旨、傷病者の収容、ヘリポートの安全措置等について連絡・要請する。

また、搭乗医師は、運航管理室及び現場活動隊に対して、決定した搬送先医療機関及び搬送先医療機関との調整結果について連絡する。

次に、運航管理室は、ドクターヘリの搬送先医療機関（の離着陸場所）への到着予定時刻が判明次第、搬送先医療機関に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

（イ）搬送先医療機関の管轄消防機関への連絡（①基地病院へ傷病者を収容する場合、及び、②搬送先医療機関が敷地内若しくは隣接地に航空法の許可を得た場外離着陸場又は非公共用ヘリポート（以下、「許可済場外離着陸場」と総称する。）を有しており、かつ、消防機関の支援を必要としない場合を除く。以下（ウ）及びエの場合も同じ。）

要請消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関（以下「搬送先医療機関の管轄消防機関」という。）に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容の協力を要請する。

（ウ）搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等・運航管理室への連絡

搬送先医療機関の管轄消防機関は、最も適していると判断する場所を搬送先医療機関の離着陸場所として選定して、当該搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等と協議・調整の上、運航管理室に対し必要な情報を連絡するものとする。

エ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保等

（ア）到着予定時刻の連絡及び搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保の協力依頼

運航管理室は、搬送先医療機関の管轄消防機関と連携の上、搬送先医療機関の離着陸場所を決定するとともに、ドクターヘリの搬送先医療機関の離着陸場所への到着予定時刻が判明次第、搬送先医療機関の管轄消防機関に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

その後、搬送先医療機関の管轄消防機関は、搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、搬送先医療機関、関係機関等に対して、ドクターヘリの搬送先医療機関の離着陸場所への到着予定時刻を連絡し、また、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保の協力を依頼する。

（イ）搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容

搬送先医療機関の管轄消防機関は、搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、搬送先医療機関、関係機関等の協力を得て、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行うものとする。

オ 搭乗医師・看護師と搬送先医療機関接触後の連絡

搭乗医師・看護師は、搬送先医療機関との接触後には、搬送先医療機関に対して、傷病者の緊急度及び重症度、事故の状況、傷病者情報等を伝達するものとする。

（４）搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ

「救急現場への運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ」（別紙 8）のとおり。

14 施設間搬送の運航

施設間搬送については、搬送元医療機関が、搬送先医療機関（診療科の医師）及び基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）と事前に調整を図ることを前提として、原則として5の運航範囲において運航する。

(1) 事前調整

ア 要請者

施設間搬送の出動要請は、搬送元医療機関を管轄する消防機関（以下、「搬送元医療機関の管轄消防機関」という。）が行う。ただし、搬送元医療機関及び搬送先医療機関の双方が、敷地内又は隣接地に許可済場外離着陸場を有しており、消防機関の支援なしに当該許可済場外離着陸場間で搬送する場合（以下、「許可済場外離着陸場間で搬送する場合」という。）は、施設間搬送の出動要請は、搬送元医療機関の医師が行う。

イ 要請判定基準

傷病者の生命に関わる等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると搬送元医療機関の医師が判断した場合を基準とする。

ウ 搬送先医療機関（診療科の医師）との事前調整

(ア) 搬送先医療機関

搬送先医療機関は、原則として基地病院又は「鳥取県ドクターヘリ搬送先医療機関一覧」（別紙7）に定める医療機関とする。

なお、搭乗医師は、機長等の意見を踏まえ、自らの判断により、基地病院及び搬送先医療機関一覧に定める医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

(イ) 搬送先医療機関の決定方法

搬送元医療機関の医師が、基地病院又は搬送先医療機関一覧に定める医療機関の中から、傷病者の容体並びに傷病者又は家族の希望を考慮の上、適切な医療機関を搬送先医療機関の候補として選定する。

搬送元医療機関の医師は、搬送先医療機関の診療科の医師との間で、「診療科における傷病者受入可否の事前調整」（症例の適応性、空床状況等の調整）を行い、搬送元医療機関の医師は、調整が整った場合は、当該医療機関を搬送先医療機関として決定する。

(ウ) 搬送先医療機関一覧に定めのない医療機関への搬送決定基準

13-（3）-イ（イ）に準ずる。

エ 基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整

搬送元医療機関の医師は、基地病院の搭乗医師・搭乗看護師に対し、ウの搬送先医療機関（診療科の医師）との事前調整結果を伝達するとともに、「ドクターヘリの出動可否の事前調整」（適応、ドクターヘリで搬送可能な症状・安定度か、天候、緊急性、運航範囲、他事案で出動中ではないか等の調整）を行う。

※「ウ 搬送先医療機関（診療科の医師）との事前調整」と、本項「エ 基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整」の観点が異なるので、搬送先医療機関（診療科の医師）が受入可能と判断しても、ドクターヘリが出動できない場合がある。

なお、ドクターヘリ要請ホットラインの通話中による、要請の遅延・不達を防止するため、基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整は以下の専用番号を使用し、8のドクターヘリ要請ホットラインでの事前調整は行わないこと。8のドクターヘリ要請ホットラインは、事前調整が全て整い、正式にドクターヘリの出動を要請する場合にのみ使用すること。

**基地病院救命救急センター 施設間搬送事前調整専用電話番号
0859-00-0000**

※公開範囲：出動要請対象消防機関、搬送元医療機関（運航範囲内の全病院。）、搬送先医療機関及び近隣県ドクターヘリ基地病院

オ 搬送元医療機関の管轄消防機関との事前調整（許可済場外離着陸場間で搬送する場合を除く。）

消防機関の協力が必要であるため、搬送元医療機関は、搬送元医療機関の管轄消防機関に対して、搬送元離着陸場所及び搬送先離着陸場所の選定、搬送元離着陸場所及び搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整に係る協力を依頼するとともに、ウの搬送先医療機関（診療科の医師）及びエの基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整結果を伝達する。

依頼を受けた搬送元医療機関の管轄消防機関は、搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等と協議・調整の上、搬送元離着陸場所を選定する。

また、搬送元医療機関の管轄消防機関は、当該選定後は、搬送元医療機関に対して、選定した搬送元離着陸場所を連絡する。

カ 搬送先医療機関の管轄消防機関との事前調整（搬送先で消防機関の支援を必要とする場合に限る。）

消防機関の協力が必要であるため、搬送元医療機関の管轄消防機関は、搬送先医療機関の管轄消防機関に対して、搬送先離着陸場所の選定、搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整に係る協力を依頼する。

依頼を受けた搬送先医療機関の管轄消防機関は、搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等と協議・調整の上、搬送先離着陸場所を選定する。

また、搬送先医療機関の管轄消防機関は、当該選定後は、搬送元医療機関の管轄消防機関に対して、選定した搬送先離着陸場所を連絡する。

(2) 要請

ア 要請の連絡方法

搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関の医師）は、(1)の事前調整が整った場合は、8のドクターヘリ要請ホットラインへ、ドクターヘリの出動を要請するものとする。併せて、選定した搬送元離着陸場所、搬送先離着陸場所、搬送先医療機関等必要事項を連絡するものとする。

イ 要請のキャンセル

要請者は、傷病者の容体等により搬送が困難と判断された場合等には、要請をキャンセルすることができる。この場合、直ちに8のドクターヘリ要請ホットライン及び(1)の事前調整を行った関係機関に連絡するものとする。

なお、要請者の責任は問わない。

(3) 出動

ア 傷病者の状況確認及びドクターヘリの出動

基地病院は、(1)の事前調整が整った場合にドクターヘリの出動を決定し、出動させるものとする。

また、運航管理室は、搬送元医療機関、搬送元医療機関の管轄消防機関、搬送先医療機関、搬送先医療機関の管轄消防機関等と連携の上、搬送元離着陸場所及び搬送先離着陸場所を決定するとともに、搬送元医療機関及び搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関）に対して、出動した旨を連絡するものとする。

なお、傷病者等の状況によっては、基地病院の医師の判断により、搬送元医療機関の医師をドクターヘリに同乗させることができる。

イ 搬送元離着陸場所の連絡、安全確保等

(ア) 搬送元離着陸場所の連絡

搬送元医療機関で消防機関の支援を必要とする場合にあっては、搬送元医療機関の管轄消防機関は、現場活動隊及び運航管理室に対し必要な情報を連絡するものとする。

また、運航管理室は、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻が判明次第、搬送元医療機関及び搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関）に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

搬送元で消防機関の支援を必要とする場合にあっては、その後、搬送元医療機関の管轄消防機関は、当該搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等に対して、ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻を連絡し、可能な範囲で安全確保等の協力を依頼するものとする。

(イ) 搬送元離着陸場所の安全確保

搬送元離着陸場所の安全確保は、搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関）が、搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等と協力して行うものとする。

なお、交通規制等の安全確保については、必要に応じて警察等の協力を得て行うものとする。

また、搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関）は、離着陸に際して、砂埃の飛散等に充分配慮しなければならない。

ウ 現場活動隊の搬送元離着陸場所到着後の傷病者情報等の連絡

現場活動隊は、搬送元離着陸場所到着後に、傷病者の状態、現場の気象状況、地上支援の状況等をドクターヘリに連絡するものとする。

エ 搬送元医療機関の医師と搭乗医師接触後の連絡

搬送元医療機関の医師は、搭乗医師接触後にあっては、搭乗医師に対して、傷病者の状態、傷病者情報等を伝達するものとする。

(4) 傷病者の搬送

ア 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡

(ア) 搬送先医療機関への連絡

搬送元医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送元医療機関）は、ドクターヘリの出動決定後、搬送先医療機関に対して、ドクターヘリによる施設間搬送が決定した旨、傷病者の収容、ヘリポートの安全措置等について連絡・要請する。

次に、運航管理室は、ドクターヘリの搬送先医療機関（の離着陸場所）への到着予定時刻が判明次第、搬送先医療機関に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

(イ) 搬送先医療機関の管轄消防機関への連絡（搬送先で消防機関の支援を必要とする場合に限る。）

運航管理室は、ドクターヘリの出動決定後、搬送先医療機関の管轄消防機関に対して、ドクターヘリによる施設間搬送が決定した旨の連絡を行う。

また、運航管理室は、搬送先医療機関の管轄消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容の協力を要請する。

イ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保等

(ア) 到着予定時刻の連絡及び搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保の協力依頼

運航管理室は、ドクターヘリの搬送先医療機関（の離着陸場所）への到着予定時刻が

判明次第、搬送先医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送先医療機関）に対して、到着予定時刻を連絡するものとする。

その後、搬送先医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送先医療機関）は、搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等に対して、ドクターヘリ到着予定時刻を連絡し、また、可能な範囲で安全確保等の協力を依頼する。

(イ) 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容

搬送先医療機関の管轄消防機関（許可済場外離着陸場間で搬送する場合にあっては、搬送先医療機関）は、搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等及び搬送先医療機関の関係者の協力を得て、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行うものとする。

ウ 搭乗医師と搬送先医療機関接触後の連絡

搭乗医師は、搬送先医療機関との接触後にあつては、搬送先医療機関に対して、傷病者の状態、緊急度及び重症度、傷病者情報等を伝達するものとする。

(5) 施設間搬送の運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ

「施設間搬送の運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ」（別紙9）のとおり。

15 災害時の運用

(1) 災害時の運用の原則

ア 定義

(ア) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「災害」をいう。

(イ) 広域災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるクラスの災害をいう。

○参照条文 災害救助法第2条

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号

(ウ) 局地災害 広域災害以外の災害及び大規模事故をいう。

イ 総論

災害時の運用については、下記(2)～(5)に区分して対応することとし、関西広域連合（広域医療局（事務局：徳島県保健福祉部医療政策課）。以下「15 災害時の運用」において同じ。）及び鳥取県は、「鳥取県ドクターヘリの災害時の運用を規定する災害関係協定、計画等」（別紙10）の定めるところにより、ドクターヘリによる災害派遣医療チーム（DMAT）・救護班の派遣や傷病者搬送等医療救護活動を実施することとする。その際、関係都道府県、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等防災関係機関と調整し、相互に連携を図りつつ、ドクターヘリを運用する。

ウ 通常運航の停止及び災害運用の周知

下記(2)～(5)の災害運用時には、前章までに定める通常の「救急現場への運航」及び「施設間搬送の運航」（以下「通常運航」という。）を一時的に停止する。

また、運航管理室は、速やかに災害運用の旨を全出動要請対象消防機関、関西広域連合及び鳥取県へ周知することとし、通常運航再開時も同様とする。

エ 災害時の業務

災害時のドクターヘリの業務は、通常運航時の業務のほか、以下の業務とする。

(ア) 医師・看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動

- (イ) 傷病者の広域医療搬送及び地域医療搬送（「日本DMAT活動要領」（平成18年4月7日付医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）のⅡの13の「広域医療搬送」及び14の「地域医療搬送」をいう。）
- (ウ) 医薬品、医療資機材等の輸送等の後方支援
- (エ) 被害状況の把握
- (オ) その他、被災都道府県災害対策本部、関西広域連合又は鳥取県が必要と認める業務で、ドクターヘリによる実施が適切なもの

オ 原則として、出動要請に基づかない自主的出動は行わない

- (ア) 災害時の出動は、被災都道府県、被災地域を管轄する消防機関等の関係機関からの要請に基づくことを原則とする。要請に基づかない自主的出動は、指揮命令系統の不確立、ドクターヘリスタッフ及び傷病者の死亡時・後遺障害発生時の補償の不可、費用の求償の不可等の問題が生じる恐れがあるため、原則として行わない。
- (イ) 要請に基づかない自主的出動が認められるのは、例えば、被災地の指揮命令系統の混乱・喪失、通信途絶等により、発災後一定程度時間が経過した後においても、被災地の関係機関が出動要請できないと想定される状態が継続しており、かつ、鳥取県ドクターヘリによる現地医療救護活動が直ちに必要であるような極めて例外的な場合に限られる。

(2) 運航範囲内（鳥取県に限る。）での局地災害の場合

ア 出動可能性の打診

鳥取県地域防災計画に基づき鳥取県災害対策本部が設置された場合、又は、鳥取県災害対策本部が設置されていない場合においても局地災害発生が認められるとき若しくはその恐れがあるときは、関西広域連合及び鳥取県はその情報を共有し、必要に応じて基地病院に対してドクターヘリの災害現場への出動の可能性について打診を行う。

イ 出動要請及び災害現場への出動

- (ア) 被災地の市町村、消防機関、医療機関等（以下「被災地の関係機関」という。）から関西広域連合又は鳥取県に対して出動要請があった場合には、関西広域連合及び鳥取県はその情報を共有し、その内容を迅速に検討の上、出動を決定したときには基地病院にその旨を指示する。
また、被災地の関係機関から基地病院に対して出動要請があった場合には、基地病院は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、出動を決定したときには、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させる。
- (イ) (1) オ(イ)に該当する被災地の関係機関からの出動要請がない場合で、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院が判断した場合は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させることができる。
- (ウ) 災害運用が決定された場合は、通常運航を一時的に停止し、(1)ウのとおり災害運用の旨を周知する。
- (エ) 関西広域連合又は鳥取県は、出動要請元に出動の可否を回答する。

(3) 運航範囲内（鳥取県を除く。）での局地災害の場合

ア 出動可能性の打診

兵庫県、島根県、岡山県又は広島県（以下「運航範囲各県」という。）地域防災計画に基づき運航範囲各県災害対策本部が設置された場合、又は、運航範囲各県災害対策本部が設置されていない場合においても局地災害発生が認められるとき若しくはその恐れがあるときは、運航範囲各県は、必要に応じて関西広域連合及び鳥取県に対してドクターヘリの災

害現場への出動の可能性について打診を行う。

打診を受けた関西広域連合及び鳥取県は、その内容を迅速に検討の上、必要性を認めたときには、基地病院に対して出動の可能性について打診を行う。

イ 出動要請及び災害現場への出動

(ア) 運航範囲各県から関西広域連合及び鳥取県に対して出動要請があった場合には、関西広域連合及び鳥取県は、その内容を迅速に検討の上、出動を決定したときには基地病院にその旨を指示する。

また、運航範囲各県から基地病院に対して出動要請があった場合には、基地病院は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、出動を決定したときには、運航範囲各県災害対策本部、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させる。

(イ) (1) オ(イ)に該当する運航範囲各県からの出動要請がない場合で、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院が判断した場合は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、運航範囲各県災害対策本部、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させることができる。

(ウ) (2) イ(ウ)に同じ。

(エ) (2) イ(エ)に同じ。

(4) 関西広域連合管内の府県での広域災害の場合

ア 出動可能性の打診

関西広域連合構成各府県（以下「連合各府県」という。）地域防災計画に基づき連合各府県災害対策本部が設置された場合、又は、連合各府県災害対策本部が設置されていない場合においても広域災害発生が認められるとき若しくはその恐れがあるときは、連合各府県は、必要に応じて関西広域連合及び鳥取県に対してドクターヘリの災害現場への出動の可能性について打診を行う。

打診を受けた関西広域連合及び鳥取県は、その内容を迅速に検討の上、必要性を認めたときには、基地病院に対して出動の可能性について打診を行う。

イ 出動要請及び災害現場への出動

(ア) 連合各府県から関西広域連合及び鳥取県に対して出動要請があった場合には、関西広域連合及び鳥取県は、その内容を迅速に検討の上、出動を決定したときには基地病院にその旨を指示する。

また、連合各府県から基地病院に対して出動要請があった場合には、基地病院は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、出動を決定したときには、連合各府県災害対策本部、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させる。

(イ) (1) オ(イ)に該当する連合各府県からの出動要請がない場合で、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院が判断した場合は、関西広域連合及び鳥取県と調整の上、連合各府県災害対策本部、被災地域を管轄する消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動させることができる。

(ウ) (2) イ(ウ)に同じ。

(エ) (2) イ(エ)に同じ。

ウ 運航調整機能（コントロールセンター機能）の集約化

関西広域連合管内が被災した場合、関西広域連合は、平常時に各基地病院に設置している「運航調整機能（コントロールセンター機能）」の集約化を行い、被災府県DMAT本部と連携し、関西広域連合管内ドクターヘリの運航調整を行う。

この場合、基地病院、運航管理室及び運航会社は、これに協力するものとする。

エ 活動が長期化する場合

救護活動が超急性期を超える長期間にわたる場合は、関西広域連合管内救急医療体制の確保を図りながら、継続的な支援体制について、関西広域連合が基地病院等と調整を行う。

(5) 関西広域連合管外の都道府県での広域災害の場合

関西広域連合管外の都道府県での広域災害の場合、鳥取県ドクターヘリは、関西広域救急医療連携計画の「災害時における広域連合管内ドクターヘリの運用方針」に基づき、「被災地支援」又は「関西広域連合管内救急医療体制の確保」のいずれかの役割を担う。

ア 「被災地支援」を行う場合

「広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領」（別紙 11）により対応する。

イ 「関西広域連合管内救急医療体制の確保」を行う場合

被災地支援を行う関西広域連合のドクターヘリの運航範囲を補完するため、通常時の運航範囲に当該補完する運航範囲を加えて、通常運航を行う（補完する運航範囲の詳細は、別途規定する。）。

ウ 活動が長期化する場合

（4）エに同じ。

16 消防防災ヘリコプター等との連携

消防防災ヘリコプター等が行う救出又は救助が必要な場合で、傷病者を救出又は救助後、傷病者を消防防災ヘリコプター等又は消防機関の救急自動車により医療機関へ搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに引き継ぐ方が、救命等の観点から効果的であると消防機関が判断する場合は、消防防災ヘリコプター等とともに、ドクターヘリの出動を要請し、連携した活動を行うものとする。

また、ドクターヘリと消防防災ヘリコプター等は、日ごろから訓練等を通じて連携を深め、災害発生時には相互に協力し合うものとする。

17 基地病院の体制確保

(1) 体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全かつ円滑で効果的に運航するため、必要に応じて訓練、離着陸場所の確認、運航に必要な資料の収集・管理に努めるものとする。

なお、関係機関は、基地病院からの求めに応じ、これらに協力するよう努めるものとする。

(2) 検証

基地病院は、関係機関の協力を得て、必要な資料収集、出動事例の分析等に基づき運航実績を検証し、鳥取県ドクターヘリ事業の評価を行い、常に事業の改善・充実に努めるものとする。

なお、関係機関は、基地病院からの求めに応じ、これらに協力するよう努めるものとする。

(3) 空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容される傷病者のための空床の確保に努めるものとする。

(4) 常備搭載医療器機

基地病院は、救急医療に必要な以下の医療機器、医薬品等をドクターヘリに常備搭載する。

○ドクターズバッグ、ストレッチャー・ベッド、人工呼吸器、酸素ボンベ、除細動器、ハートモニター、自動血圧計、酸素飽和度計、携帯型超音波診断装置、バックボード、傷病者記録等

18 訓練等

ドクターヘリを安全かつ円滑で効果的に運航するため、関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社は、関係機関と相互に緊密に連携・協力して、出動要請・情報伝達・救急搬送等運航訓練や災害時出動に関する訓練を実施する。

また、ドクターヘリの運航に関わる医師、看護師、機長、整備士、運航管理担当者等は、知識・技術の向上に努めるものとする。

19 地域の連携・協力体制づくり

関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社は、ドクターヘリを安全かつ円滑で効果的に運航するため、ドクターヘリの運航について周知、普及啓発に努め、関係機関や住民の理解と協力を得て、地域の連携及び協力体制の整備に努めるものとする。

20 搬送先医療機関の安全確保

搬送先医療機関は、離着陸場所の安全確保や迅速な傷病者収容等について、平常時から、医療機関内における体制の確立等に努めるものとする。

また、離着陸場所の設置形態や傷病者の収容方法等の状況に応じ、消防機関や飛行場外離着陸場所在土地・建物の設置・管理者（学校、公園管理者等）等の関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な傷病者収容等、ドクターヘリを安全かつ円滑で効果的に運航できるよう努めるものとする。

21 ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航に関連して生じた問題に対する対処については、関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社が、協力して誠実に対応するものとする。

22 ドクターヘリ運航時に発生した事故等の対処

(1) 総論

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、関西広域連合、基地病院及び運航会社は、協力して誠実にその補償を行わなければならない。

(2) 医事紛争

ドクターヘリの運航時の医療行為で生じた紛争等については、基地病院が対応するものとする。

(3) 航空機事故等

運航会社が、ドクターヘリの運航時に生じさせた事故等により第三者及び乗客等に損害を生じさせた場合は、基地病院と締結した運航委託契約書に基づき、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

23 搬送費用等

ドクターヘリの搬送自体の費用については、傷病者の負担はない。ただし、基地病院は、救急の現場等での治療に伴う医療費（往診料、救急搬送診察料等）を医療保険制度に基づき、傷病者本人又は家族に請求する。

24 その他

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）の感染症類型に基づく、一類感染症、一類感染症の疑似症、一類感染症の無症状病原体保有、二類感染症、二類感染症の疑似症の一部、新感染症、指定感染症の一部の疾患に該当すると診断された者及び被ばくした傷病者（原則として、一定水準以上の放射性物質の汚染が現にある者に限る。）は、ドクターヘリの搬送対応外とする。なお、搬送可能な被ばくした傷病者を搬送する場合の詳細は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。ただし、この要領中、「6 運航時間」及び「鳥取県ドクターヘリ運航時間表（別紙 5）」の 4 月から 3 月までの各時間は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施し、関係機関による協議、調整等を行うため、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「運航調整委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運航調整委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) ドクターヘリ運航要領に関する事項
- (2) 関係機関の連携に関する事項
- (3) その他ドクターヘリ事業に関わる必要事項

(委員構成)

第3条 運航調整委員会は、別表に掲げる機関部署を代表する者をもって構成する。

(学識経験者等の意見聴取)

第4条 運航調整委員会は、必要に応じて学識経験を有する者又は関係者から意見を求めることができる。

(運営)

第5条 運航調整委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 運航調整委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は運航調整委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の参加を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
- 5 事務局は、関西広域連合広域医療局（鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課内）に置く。

(部会)

第6条 委員長は、詳細な事項について協議、検討するため、必要に応じて部会を置くことができることとし、必要な事項については、別に定める。

- 2 部会は運航調整委員会の下部組織とし、具体的な実務を担当する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会委員を指名するとともに、部会を招集し総括する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月26日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日より施行する。

鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会の構成機関

機関区分	二次医療圏	機関	部署	備考
基地病院	西部	国立大学法人鳥取大学	医学部附属病院	
			医学部器官制御外科学講座 救急・災害医学分野	
医療機関	東部	鳥取県立中央病院	医療局救急科	
	中部	鳥取県立厚生病院	医療局救急・集中治療室	
医療関係団体	全県	公益社団法人鳥取県医師会		
消防機関	東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	警防課	
	中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	警防課	
	西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	警防課	
警察機関	全県	鳥取県警察本部	生活安全部地域課	
航空関係機関	全県	航空自衛隊	美保基地第3輸送航空隊司令部防衛部	
			航空保安管制群美保管制隊	
	全県	米子空港ビル株式会社	総務部	
運航会社	—	学校法人ヒラタ学園	航空事業本部	
県	全県	鳥取県	危機管理局消防防災課	
			危機管理局消防防災航空センター	

鳥取県ドクターヘリ安全管理部会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県ドクターヘリの安全管理に関する事項について具体的に検討を行い、もって、鳥取県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施するため、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱（以下「運航調整委員会設置要綱」という。）第6条第1項に基づき、鳥取県ドクターヘリ安全管理部会（以下「安全管理部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 安全管理部会の協議事項は、次のとおりとする。

(1) 安全管理方策に関する事項

(2) 安全運航のため、ドクターヘリに関連する業務に従事する者が取り組むべき日常業務手順、運航手順等を定めた「ドクターヘリ運用手順書」の作成

(3) インシデント・アクシデント情報の収集・分析

(4) その他ドクターヘリの安全管理に関する事項

2 安全管理部会は、前項各号の協議を行った結果を、運航調整委員会に報告するものとする。

(部会員構成)

第3条 安全管理部会は、別表に掲げる機関部署を代表する者をもって構成する。

(学識経験者等の意見聴取)

第4条 安全管理部会は、必要に応じて学識経験を有する者又は関係者から意見を求めることができる。

(運営)

第5条 安全管理部会に部会長を置き、運航調整委員会設置要綱第6条第3項に基づき、部会長は、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会委員長が指名する。

2 安全管理部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、部会長が指名した者をもって充てる。

3 部会長は安全管理部会を招集し、その議長となる。ただし、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の参加を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

5 事務局は、関西広域連合広域医療局（鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課内）に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日より施行する。

鳥取県ドクターヘリ安全管理部会の構成機関

機関区分	二次医療圏	機関	部署	備考
基地病院	西部	国立大学法人鳥取大学	医学部器官制御外科学講座 救急・災害医学分野	
消防機関	東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	警防課	
	中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	警防課	
	西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	警防課	
運航会社	—	学校法人ヒラタ学園	航空事業本部	

鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施し、関係機関による連携、情報共有、意見交換等を行うため、鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について、情報共有、意見交換等を行うものとする。

- (1) ドクターヘリ運航要領に関する事項
- (2) 関係機関の連携に関する事項
- (3) その他ドクターヘリ事業に関わる必要事項

(委員構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関に所属する者をもって構成する。

(運営)

- 第4条 連絡会議に会長を置き、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会委員長をもって充てる。
- 2 連絡会議に副会長を置くことができる。副会長は、会長が指名した者をもって充てる。
 - 3 会長は連絡会議を招集し、その議長となる。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
 - 4 事務局は、関西広域連合広域医療局（鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課内）に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日より施行する。

鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議 構成機関一覧

県	機関区分	二次医療圏	機関	運航調整委員会	備考	
鳥取県	基地病院	西部	国立大学法人鳥取大学	委員長	会長	
				副委員長		
	医療機関	東部		鳥取県立中央病院	○	
				国民健康保険智頭病院		
		中部		鳥取県立厚生病院	○	
		西部		日野病院組合日野病院		
	医療関係団体	全県		公益社団法人鳥取県医師会	○	
	消防機関	東部		鳥取県東部広域行政管理組合消防局	○	
		中部		鳥取中部ふるさと広域連合消防局	○	
		西部		鳥取県西部広域行政管理組合消防局	○	
	警察機関	全県		鳥取県警察本部	○	
	航空関係機関	全県		航空自衛隊	○	
					○	
		全県		米子空港ビル株式会社	○	
	高速道路	—		西日本高速道路株式会社中国支社		
	市町村	西部		米子市		
				境港市		
	市町村関係団体	全県		鳥取県市長会		
鳥取県町村会						
運航会社	—		学校法人ヒラタ学園	○		
県	全県		鳥取県	○		
				○		
兵庫県	基地病院	但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院			
	消防機関	但馬	美方広域消防本部			
	警察機関	全県	兵庫県警察本部			
	県	全県	兵庫県			
島根県	基地病院	出雲	島根県立中央病院			
	医療機関	松江	松江赤十字病院			
		雲南	雲南市立病院			
		出雲	島根大学医学部附属病院			
		大田	大田市立病院			
		隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院			
	消防機関	松江		松江市消防本部		
				安来市消防本部		
		雲南		雲南消防本部		
		出雲		出雲市消防本部		
		大田		大田市消防本部		
		隠岐		隠岐広域連合消防本部		

県	機関区分	二次医療圏	機関	運航調整委員会	備考
	警察機関	全県	島根県警察本部		
	県	全県	島根県		
岡山県	基地病院	県南西部	川崎医科大学附属病院		
	医療機関	津山・英田	津山中央病院		
		高梁・新見	高梁中央病院		
	消防機関	津山・英田	津山圏域消防組合消防本部		
		高梁・新見	高梁市消防本部		
			新見市消防本部		
	真庭	真庭市消防本部			
	警察機関	全県	岡山県警察本部		
	県	全県	岡山県		
	広島県	基地病院	広島	広島大学病院	
医療機関		備北	市立三次中央病院		
消防機関		備北	備北地区消防組合消防本部		
		福山・府中	福山地区消防組合消防局		
警察機関		全県	広島県警察本部		
県		全県	広島県		

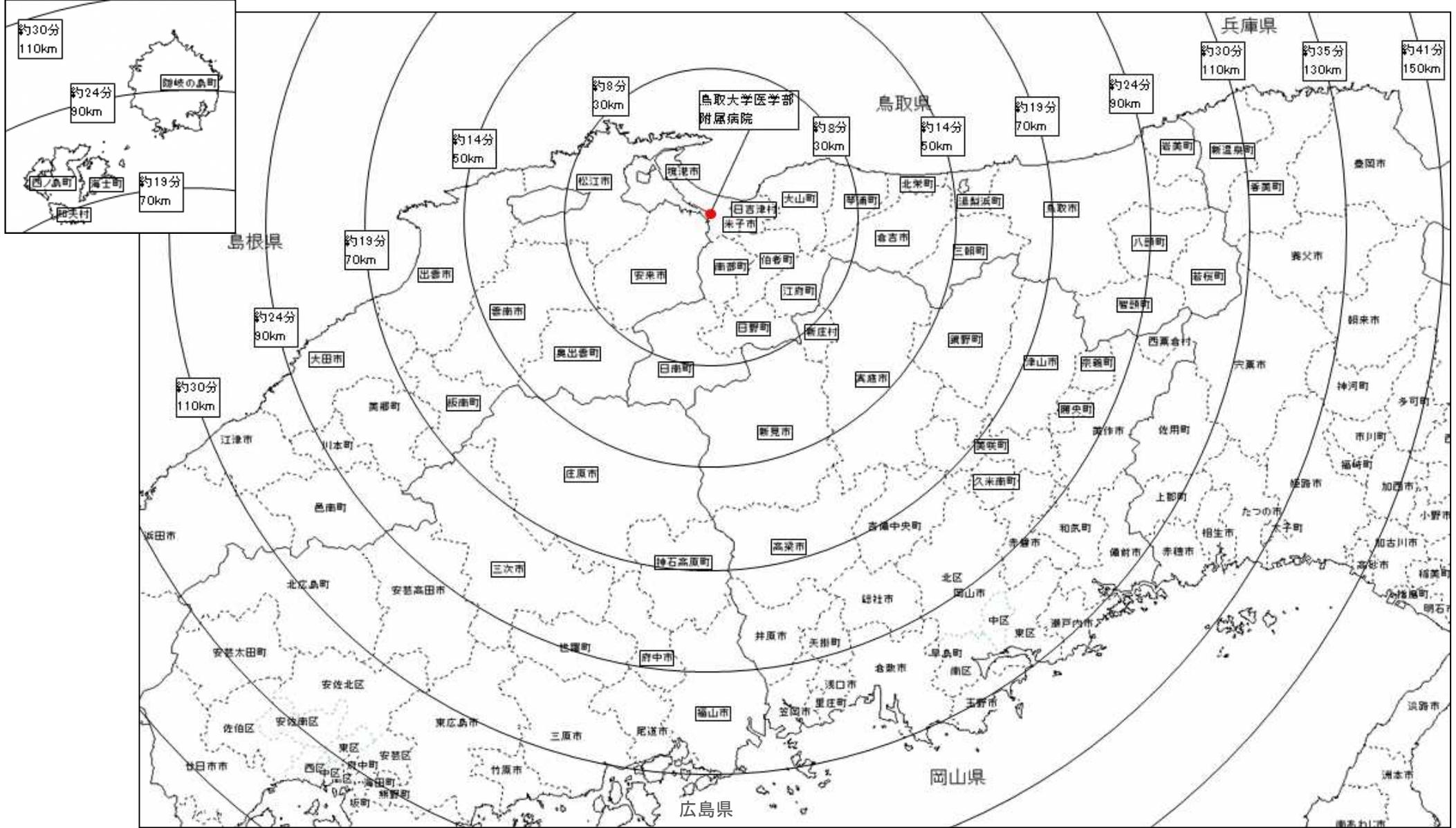
鳥取県ドクターヘリ運航範囲表及び出動要請対象消防機関一覧

県	地域	運航範囲	左を管轄する 出動要請対象消防機関	電話番号 (代表)
鳥取県	東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	0857-23-0119
	中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	鳥取中部ふるさと広域連合消 防局	0858-29-5119
	西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	0859-35-1951
兵庫 県	北西部	香美町、新温泉町	美方広域消防本部	0796-92-0119
島根 県	東部	松江市	松江市消防本部	0852-31-9119
		安来市	安来市消防本部	0854-22-0119
		雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南消防本部	0854-40-0119
		出雲市	出雲市消防本部	0853-21-2119
	中部	大田市	大田市消防本部	0854-82-0650
隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	隠岐広域連合消防本部	08512-3-0119	
岡山 県	北部	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町	津山圏域消防組合消防本部	0868-31-1119
		高梁市	高梁市消防本部	0866-21-0119
		新見市	新見市消防本部	0867-72-2810
		真庭市、新庄村	真庭市消防本部	0867-42-1190
広島 県	北東部	三次市、庄原市	備北地区消防組合消防本部	0824-63-1191
		福山市、府中市、神石高原町	福山地区消防組合消防局	084-928-1190

鳥取県ドクターヘリ運航範囲図及び飛行時間目安

○運航範囲：市町村名に枠が付してある市町村

○飛行時間目安：巡航速度 120kt≒222km/h で算出した目安。要請から離陸までに要する時間は含まない。



鳥取県ドクターヘリ運航時間表

月	日出時刻 (月間最遅)	日没時刻 (月間最早)	待機開始時刻	待機終了(離陸)時刻目安	最終要請受付終了時刻	市町村別要請受付終了時刻目安					
						市町村目安	○琴浦、米子、境港、日吉津、大山、南部、伯耆、日南、日野、江府、 ○松江、安来	○倉吉、北栄 ○雲南、奥出雲 ○新見、真庭、新庄	○三朝、湯梨浜 ○飯南、出雲、知夫 ○鏡野、高梁 ○庄原	○鳥取、智頭 ○大田、海士、西ノ島 ○津山、勝央、奈義、久米南、美咲 ○三次、府中、神石高原	○岩美、若桜、八頭 ○香美、新温泉 ○隠岐の島 ○福山
						飛行時間目安(片道)	約 10 分圏内	約 15 分圏内	約 20 分圏内	約 25 分圏内	約 30 分圏内
						1フライト所要時間目安(往復)	約 50 分	約 60 分	約 70 分	約 80 分	約 90 分
4	5:53	18:29	8:30	17:55	17:25	16:35	16:25	16:15	16:05	15:55	
5	5:15	18:54	8:30	18:15	17:45	16:55	16:45	16:35	16:25	16:15	
6	4:54	19:17	8:30	18:15	17:45	16:55	16:45	16:35	16:25	16:15	
7	5:14	19:12	8:30	18:15	17:45	16:55	16:45	16:35	16:25	16:15	
8	5:38	18:36	8:30	18:00	17:30	16:40	16:30	16:20	16:10	16:00	
9	6:01	17:53	8:30	17:20	16:50	16:00	15:50	15:40	15:30	15:20	
10	6:27	17:14	8:30	16:40	16:10	15:20	15:10	15:00	14:50	14:40	
11	6:56	16:55	8:30	16:20	15:50	15:00	14:50	14:40	14:30	14:20	
12	7:16	16:54	8:30	16:20	15:50	15:00	14:50	14:40	14:30	14:20	
1	7:16	17:05	8:30	16:30	16:00	15:10	15:00	14:50	14:40	14:30	
2	7:06	17:35	8:30	17:00	16:30	15:40	15:30	15:20	15:10	15:00	
3	6:37	18:03	8:30	17:30	17:00	16:10	16:00	15:50	15:40	15:30	

※1 日出・日没時刻 ○出典 国立天文台天文情報センター暦計算室 こよみの計算(CGI版) <http://eco.mtk.nao.ac.jp/cgi-bin/koyomi/koyomix.cgi>
 ○検索条件 ・地点 美保飛行場の標点 ・座標：北緯 35.4933° 35度29分36.00秒 東経：133.2392° 133度14分21.00秒
 ・期間 2016年4月～2017年3月 ・標高 3.96m

※2 待機開始時刻 **8:30 以前でも出動可能な状態になっている場合もあるので、運航管理室に照会すること。**

※3 待機終了(離陸)時刻目安 基地病院から格納庫に向かって離陸する時刻の目安(最終要請受付終了時刻後は、格納庫への帰投準備が出来次第離陸する。)

※4 出動可否の時間的判断基準 待機終了(離陸)時刻30分前迄に基地病院に帰着できること

※5 1フライト所要時間目安(往復) 要請～出動まで5分+往路時間+現場滞在20分(傷病者搬入時間含む)+離陸まで5分+復路時間

※6 市町村別要請受付終了時刻目安 **本時刻は目安であり、場所、事案、ヘリの現在位置等により出動可否を判断するので、運航管理室に照会すること。**

鳥取県ドクターヘリ要請基準

H31. 1. 18 鳥取大学医学部附属病院

1 救急現場への運航**(1) 覚知内容からドクターヘリを要請した方が良いと消防職員が判断する場合（現場活動隊出勤途中の場合を含む。）**

原則は、119番通報の内容による下記のkey word方式（同時要請）とする。ただし、下記のキーワードが覚知内容に含まれていない場合でも、通信指令員等が、覚知内容から、生命の危険に関わる等ドクターヘリ要請が妥当又は必要と判断した場合は、ドクターヘリの要請を行うことができる。

ア 外傷

- (ア) 自動車事故
 - ・ 閉じ込められている
 - ・ 横転している
 - ・ 車外放出された
 - ・ 車体が大きく変形している
 - ・ 歩行者・自転車が自動車にはねとばされた
- (イ) オートバイ事故
 - ・ 法定速度以上で（かなりのスピードで）衝突した
 - ・ 運転者がオートバイから放り出された
- (ウ) 転落・墜落
 - ・ 高所（概ね2階以上）から落ちた
 - ・ 山間部での滑落
- (エ) 窒息事故
 - ・ 溺れている
 - ・ 窒息している
 - ・ 生き埋めになっている
- (オ) 各種事故
 - ・ 列車
 - ・ バス
 - ・ 航空機
 - ・ 船舶
 - ・ 爆発
 - ・ 落雷
- (カ) 傷害事故
 - ・ 撃たれた
 - ・ 刺された
 - ・ 殴られて意識が悪い

イ 呼吸循環不全

- ・ 40歳以上の胸痛又は背部痛（胸背部に関する痛み全て）
- ・ 呼吸困難
 - ・ 息苦しい
 - ・ 息ができない

ウ 心呼吸停止

- ・ 人が倒れている
 - ・ 人が突然倒れた
 - ・ 呼びかけても反応がない
- ・ 意識がない
 - ・ 呼吸していない
 - ・ 呼吸が変だ
- ・ 脈が触れない
 - ・ 様子がおかしい
 - ・ 痙攣している
- ・ 手足が急に動かなくなった

(2) 現場活動隊現着時、ドクターヘリを要請したが良いと救急救命士又は救急隊員が判断する**場合****ア 外傷**

- (ア) 全身観察の異常
- (イ) 初期評価の異常
- (ウ) 広範囲熱傷（熱傷面積：概ね20%以上）
- (エ) 気道熱傷
- (オ) 意識障害を伴う電撃傷

イ 呼吸循環不全

- (ア) 病院搬送までに気道、呼吸（低酸素）又は循環が保たれず、心停止の危険性があると判断される場合
- (イ) 気管挿管、輸液又は薬剤投与が必要と判断される場合
 - （例）喘息重責発作、急性心不全、急性心筋梗塞、消化管出血（吐下血）等
- (ウ) アナフィラキシーショック

ウ 心呼吸停止

心肺停止については原則として対象としないが、以下の場合には要請可能とする。

- (ア) 目撃のある内因性の心室細動
- (イ) 小児の溺水
- (ウ) 救急隊員等の処置により現場で心拍再開した場合
- (エ) 現場活動隊現着後に CPA に陥った場合（現場活動隊による目撃あり CPA）

エ その他

- (ア) 緊急手術を要する可能性のある疾患（急性腹症、頭蓋内疾患等）
- (イ) 突発発症の麻痺（血栓溶解療法の適応）

2 施設間搬送の運航

(1) 要請判定基準

傷病者の生命に関わる等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると搬送元医療機関の医師が判断した場合を基準とする。

(2) ドクターヘリの出動の最終判断

基地病院が、必要性を最終判断する。

鳥取県ドクターヘリ搬送先医療機関一覧

県	二次医療圏	市町	病院名	所在地	TEL	ヘリポート、ランデブーポイント	ヘリポートからの搬送手段	散水必要性	救急区分	災害拠点病院	管轄消防本部名	他県DH搬送先
鳥取県	東部	鳥取市	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271	院内屋上ヘリポート	担送	無	3次	○	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	豊岡
		智頭町	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-3211	院内地上ヘリポート	担送	無	2次	—		—
	中部	倉吉市	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	院内屋上ヘリポート	担送	無	2次	○	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	豊岡
	西部	米子市	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	0859-33-1111	院内屋上ヘリポート	担送	無	3次	○	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	豊岡、島根
		日野町	日野病院組合日野病院	日野郡日野町野田332	0859-72-0351	日野川野田河川敷	救急車, 担送	無	2次	—		島根
兵庫県	但馬	豊岡市	公立豊岡病院組合立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111	院内地上ヘリポート	担送	無	3次	○	豊岡市消防本部	豊岡
島根県	松江	松江市	松江赤十字病院	松江市母衣町200	0852-24-2111	院内屋上ヘリポート	担送	無	3次	○	松江市消防本部	島根
	雲南	雲南市	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	大東公園多目的広場	救急車	無	2次	○	雲南消防本部	島根
	出雲	出雲市	島根県立中央病院	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111	院内屋上ヘリポート	担送	無	3次	○	出雲市消防本部	島根
			島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	院内地上ヘリポート	救急車	無	3次	○		島根

県	二次医療圏	市町	病院名	所在地	TEL	ヘリポート、ランデブーポイント	ヘリポートからの搬送手段	散水必要性	救急区分	災害拠点病院	管轄消防本部名	他県DH搬送先
島根県	大田	大田市	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3	0854-82-0330	院内地上ヘリポート	担送	無	2次	○	大田市消防本部	島根
	隠岐	隠岐の島町	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町 355	08512-2-1356	院内屋上ヘリポート	担送	無	2次	○	隠岐広域連合消防本部	島根
岡山県	津山・英田	津山市	津山中央病院	津山市川崎 1756	0868-21-8111	院内地上ヘリポート	救急車	無	3次	○	津山圏域消防組合消防本部	岡山
	高梁・新見	高梁市	高梁中央病院	高梁市南町 53	0866-22-3636	院内屋上ヘリポート	担送	無	2次	○	高梁市消防本部	岡山
広島県	備北	三次市	市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛 531	0824-65-0101	院内屋上ヘリポート	担送	無	2次	○	備北地区消防組合消防本部	島根、広島

救急現場への運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ

1 搬送元離着陸場所の決定、連絡、安全確保等の流れ					
No.	事項	発信者・主体			受信者・客体
		A 要請消防機関の管轄区域内の場所を搬送元離着陸場所として決定する場合	B 要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として決定する場合	C 高速道路関連施設を搬送元離着陸場所として決定する場合	
(1) 搬送元離着陸場所の決定・連絡					
1-1	119番通報	通報者	通報者	通報者	要請消防機関
1-2	搬送元離着陸場所の選定	要請消防機関	要請消防機関	要請消防機関	—
1-3	ドクターヘリ出動要請及び搬送元離着陸場所選定の連絡	要請消防機関	要請消防機関	要請消防機関	現場活動隊及び運航管理室
1-4	ドクターヘリ出動決定及び搬送元離着陸場所決定の連絡	運航管理室	運航管理室	運航管理室	要請消防機関
1-5	必要に応じてのドクターヘリを出動要請した旨及び搬送元離着陸場所決定の連絡	要請消防機関	要請消防機関	別途規定	警察等
1-6	要請消防機関の管轄区域外の場所を搬送元離着陸場所として選定する旨の連絡及び搬送元離着陸場所の安全確保の協力依頼		要請消防機関	別途規定	搬送元離着陸場所の管轄消防機関
1-7	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整	要請消防機関	搬送元離着陸場所の管轄消防機関	別途規定	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等
1-8	必要な情報の連絡	要請消防機関	要請消防機関	要請消防機関	現場活動隊及び運航管理室（Bの場合は、搬送元離着陸場所の管轄消防機関へも）
1-9	ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻の連絡(1)	運航管理室	運航管理室	運航管理室	要請消防機関
1-10	ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻の連絡(2)及び搬送元離着陸場所の安全確保の協力依頼	要請消防機関	搬送元離着陸場所の管轄消防機関	要請消防機関	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等
(2) 現場活動隊の現場到着後の傷病者情報等の連絡					
2-1	傷病者の緊急度及び重症度、現場の気象状況等	要請消防機関	要請消防機関	要請消防機関	ドクターヘリ

(3) 搬送元離着陸場所の安全確保					
3-1	搬送元離着陸場所の安全確保、砂埃の飛散防止措置等等	○原則 要請消防機関 ○協力 搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等 ○必要に応じた協力 警察(交通規制等)	○原則 要請消防機関 ○協力 搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等 ○必要に応じた協力 警察(交通規制等) ○可能な範囲での協力 搬送元離着陸場所の管轄消防機関	別途規定	—
(4) 現場活動隊と登場医師の接触					
4-1	傷病者の緊急度及び重症度、事故の状況、傷病者情報等の伝達	現場活動隊	現場活動隊	現場活動隊	搭乗医師

2 搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ

No.	事項	発信者・主体		受信者・客体
		A 以下のいずれかに該当する場合	B 以下のいずれかに該当する場合	
		①基地病院へ傷病者を収容する場合 ②搬送先医療機関が敷地内若しくは隣接地に許可済場外離着陸場を有しており、消防機関の支援を必要としない場合	①搬送先医療機関が敷地内若しくは隣接地に許可済場外離着陸場を有していない場合 ②搬送先医療機関が敷地内若しくは隣接地に許可済場外離着陸場を有しているが、消防機関の支援を必要とする場合	
(1) 搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡				
5-1	搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定	搭乗医師	搭乗医師	—
5-2	決定した搬送先医療機関の連絡(1)、傷病者の収容、ヘリポートの安全措置等について連絡・要請	搭乗医師	搭乗医師	搬送先医療機関

5-3	決定した搬送先医療機関の連絡(2)及び搬送先医療機関との調整結果の連絡(1)	搭乗医師	搭乗医師	運航管理室及び現場活動隊
5-4	搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保並びに迅速な搬送収容の協力要請		要請消防機関	搬送先医療機関の管轄消防機関
5-5	搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等
5-6	必要な情報の連絡	要請消防機関	搬送先医療機関の管轄消防機関	現場活動隊及び運航管理室
5-7	ドクターヘリの搬送先医療機関(の離着陸場所)への到着予定時刻の連絡(1)	運航管理室	運航管理室	搬送先医療機関(Bの場合は搬送先医療機関の管轄消防機関へも)
5-8	ドクターヘリの搬送先医療機関(の離着陸場所)への到着予定時刻の連絡(2)及び搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保の協力依頼		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、搬送先医療機関、関係機関等
(2) 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び搬送収容				
6-1	搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容	基地病院又は搬送先医療機関の職員	○原則 搬送先医療機関の管轄消防機関 ○協力 搬送先離着陸場所の管理者、搬送先医療機関、関係機関等の職員	—
6-2	傷病者の緊急度及び重症度、事故の状況、傷病者情報等の伝達	搭乗医師・看護師	搭乗医師・看護師	搬送先医療機関

施設間搬送の運航の場合の搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関（の離着陸場所）の決定、連絡、安全確保等の流れ

1 事前調整並びに搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関の決定・連絡

No.	事項	発信者・主体		受信者・客体
		A 許可済場外離着陸場間で搬送する場合	B A以外の場合	
(1) 事前調整並びに搬送元離着陸場所及び搬送先医療機関の決定・連絡				
1-1	搬送先医療機関（診療科の医師）との事前調整	搬送元医療機関の医師	搬送元医療機関の医師	搬送先医療機関（診療科の医師）
1-2	搬送先医療機関の選定	搬送元医療機関の医師	搬送元医療機関の医師	搬送先医療機関
1-3	ドクターヘリ出動可否に係る基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）との事前調整	搬送元医療機関の医師	搬送元医療機関の医師	基地病院（搭乗医師・搭乗看護師）
1-4	搬送元離着陸場所及び搬送先離着陸場所の選定並びに搬送元離着陸場所及び搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整に係る消防機関への協力依頼		搬送元医療機関	搬送元医療機関の管轄消防機関
1-5	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整		搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等
1-6	搬送元離着陸場所の選定	搬送元医療機関（自院のヘリポートを使用）	搬送元医療機関の管轄消防機関	—
1-7	選定した搬送元離着陸場所の連絡(1)		搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送元医療機関
1-8	搬送先離着陸場所の選定及び搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整に係る消防機関への協力依頼		搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関の管轄消防機関
1-9	搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等との協議・調整		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送先離着陸場所の管理者、関係機関等
1-10	搬送先離着陸場所の選定		搬送先医療機関の管轄消防機関	—
1-11	選定した搬送先離着陸場所の連絡		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送元医療機関
1-12	ドクターヘリ出動要請	搬送元医療機関の医師	搬送元医療機関の管轄消防機関	運航管理室
1-13	選定した搬送元離着陸場所の連絡(2)	搬送元医療機関	搬送元医療機関の管轄消防機関	運航管理室

1-14	選定した搬送先医療機関の連絡	搬送元医療機関	搬送元医療機関の管轄消防機関	運航管理室
1-15	ドクターヘリ出動及び搬送元離着陸場所・搬送先離着陸場所の決定並びにその連絡	運航管理室	運航管理室	搬送元医療機関及び搬送元医療機関の管轄消防機関(Aの場合は搬送元医療機関)
1-16	必要に応じての搬送元医療機関の医師に対するドクターヘリへの同乗の指示	基地病院	基地病院	搬送元医療機関
1-17	必要に応じてのドクターヘリを出動及び搬送元離着陸場所決定の連絡		搬送元医療機関の管轄消防機関	警察等
1-18	必要な情報の連絡		搬送元医療機関の管轄消防機関	現場活動隊及び運航管理室
1-19	ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻の連絡(1)	運航管理室	運航管理室	搬送元医療機関及び搬送元医療機関の管轄消防機関(Aの場合は搬送元医療機関)
1-20	ドクターヘリの搬送元離着陸場所への到着予定時刻の連絡(2)及び搬送元離着陸場所の安全確保の協力依頼		搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等
(2) 現場活動隊の搬送元離着陸場所到着後の傷病者情報等の連絡				
2-1	傷病者の緊急度及び重症度、現場の気象状況等		搬送元医療機関の管轄消防機関の現場活動隊	ドクターヘリ
(3) 搬送元離着陸場所の安全確保				
3-1	搬送元離着陸場所の安全確保、砂埃の飛散防止措置等	搬送元医療機関	○原則 搬送元医療機関の管轄消防機関 ○協力 搬送元離着陸場所の管理者、関係機関等 ○必要に応じての協力 警察(交通規制等)	—
(4) 搬送元医療機関の医師と登場医師の接触				
4-1	傷病者の緊急度及び重症度、傷病者情報等の伝達	搬送元医療機関の医師	搬送元医療機関の医師	搭乗医師

2 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡、安全確保等の流れ

No.	事項	発信者・主体		受信者・客体
		A 許可済場外離着陸場間で搬送する場合	B A以外の場合	
(1) 搬送先医療機関（の離着陸場所）の連絡				
5-1	ドクターヘリによる施設間搬送が決定した旨の連絡(1)	搬送元医療機関	搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関
5-2	傷病者の収容、ヘリポートの安全措置等について連絡・要請	搬送元医療機関	搬送元医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関
5-3	ドクターヘリの搬送先医療機関(の離着陸場所)への到着予定時刻の連絡(1)	運航管理室	運航管理室	搬送先医療機関
5-4	ドクターヘリによる施設間搬送が決定した旨の連絡(2)		運航管理室	搬送先医療機関の管轄消防機関
5-5	搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保並びに迅速な搬送収容の協力要請		運航管理室	搬送先医療機関の管轄消防機関
5-6	搬送先医療機関の離着陸場所の使用許可の取得		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等
5-7	ドクターヘリの搬送先医療機関(の離着陸場所)への到着予定時刻の連絡(2)		運航管理室	搬送先医療機関の管轄消防機関
5-8	ドクターヘリの搬送先医療機関(の離着陸場所)への到着予定時刻の連絡(3)及び搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保の協力依頼		搬送先医療機関の管轄消防機関	搬送先医療機関の離着陸場所の管理者、関係機関等
(2) 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び搬送収容				
6-1	搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容	基地病院又は搬送先医療機関の職員	○原則 搬送先医療機関の管轄消防機関 ○協力 搬送先離着陸場所の管理者、搬送先医療機関の職員、関係機関等	—
6-2	傷病者の緊急度及び重症度、事故の状況、傷病者情報等の伝達	搭乗医師・看護師又は同上した搬送元医療機関の医師	搭乗医師・看護師又は同上した搬送元医療機関の医師	搬送先医療機関の医師・看護師

鳥取県ドクターヘリの災害時の運用を規定する災害関係協定、計画等

1 関西広域連合関係

- 関西広域連合規約
- 関西広域連合広域計画
- 関西広域救急医療連携計画
- 関西防災・減災プラン
- 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書
- 関西広域応援・受援実施要綱
- 南海トラフ地震応急対応マニュアル
- 鳥取県ドクターヘリ運航業務に係る基本協定
- 鳥取県ドクターヘリ運航業務に係る関西広域連合と兵庫県及び鳥取県による協定実施細目
- 広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領

2 兵庫県関係

- 災害時の相互応援に関する協定書

3 徳島県関係

- 鳥取県・徳島県危機事象発生時相互応援協定
- 鳥取県と徳島県との相互応援活動要領

4 中国地方知事会関係

- 大規模広域的災害発生時の中国 5 県の広域支援体制に関する基本合意書
- 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定
- 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定「医療等の提供」に関する実施細則等各実施細則
- 中国 5 県広域支援本部設置・運営要領
- 中国 5 県カウンターパート制運用規程
- 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
- 中国地方 5 県等ドクターヘリ広域連携に係る基本協定
- 鳥取県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定実施細目
- 鳥取県ドクターヘリ広域連携の費用負担に関する覚書

5 中国・四国地方関係

- 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- 中国・四国 9 県カウンターパート制運用規程

6 鳥取県関係

- 鳥取県地域防災計画
- ヘリコプター災害対策活動計画
- ヘリコプター安全運航確保計画
- 鳥取県災害医療活動指針

7 鳥取DMAT関係

- 日本DMAT活動要領
- 鳥取DMAT運営要綱
- 鳥取DMAT運用計画
- 鳥取DMAT運用マニュアル
- 鳥取DMATの派遣に関する協定

8 南海トラフ地震関係

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

9 首都直下地震関係

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画
 - 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画

広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領

1 広域災害の定義

この要領における「広域災害」とは、関西広域連合管外の都道府県において発生した災害救助法が適用されるクラスの災害をいうものとする。

2 出動対象範囲

- (1) ドクターヘリの出動対象範囲は、基地病院から広域災害による被災地域が直線距離で概ね300km程度とする。
- (2) (1)に定められた範囲外への出動に関しては、関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社の間で協議の上、その可否について決定するものとする。

3 活動時間

- (1) 広域災害時の活動時間にあつては、原則として、移動時間を除き日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）に準ずる（ただし、飛行は有視界飛行可能な日出から日没までの時間帯に限る。）。
- (2) (1)で準ずることとした活動時間を大幅に超える恐れがある場合には、関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社の間で協議するものとする。

4 広域災害時の派遣手続

- (1) 厚生労働省DMAT事務局から関西広域連合、鳥取県又は基地病院がドクターヘリの派遣要請を受けた場合には、ドクターヘリを被災地域へ派遣することを検討するものとする。
- (2) (1)による派遣要請を受けた場合、基地病院は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、要請への対応の可否を検討し、判断するものとする。
- (3) (2)に基づくドクターヘリ派遣の判断を行った基地病院は、その判断結果を関西広域連合及び鳥取県へ報告するものとする。
- (4) (3)に基づく報告を受けた関西広域連合及び鳥取県は、ドクターヘリの派遣の可否を決定するものとする。
- (5) (4)に基づきドクターヘリの派遣が決定された場合、関西広域連合、鳥取県又は基地病院は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等（以下「運航会社の従業員」という。）を被災地域に派遣するよう協力を求めることができる。
- (6) 運航会社は、(5)に基づく協力要請があつた場合には、運航会社の従業員の安全が確保されると判断できる限り、これに協力するものとする。
- (7) 基地病院、関西広域連合又は鳥取県は、必要に応じて、(6)を踏まえて、ドクターヘリの派遣を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。
- (8) 関西広域連合広域医療局からの連絡により、鳥取県、基地病院及び運航会社は、互いに関西広域連合管内ドクターヘリの派遣状況を把握するものとする。
- (9) 基地病院又は運航会社は、災害派遣・出動時に各消防機関等へドクターヘリの運航が一時停止となることを連絡する。

また、関西広域連合のドクターヘリの一部が被災地に派遣され、それらを除く関西広域連合のドクターヘリが「関西広域連合管内救急医療体制の確保」を行う場合には、運航会社のCSが調整して別に定める方法により要請することを、各消防機関等へ連絡する。

- (10) 関西広域連合、鳥取県、基地病院及び運航会社は、被災地域の情報を共有し、ドクターヘリ運航の後方支援を行うものとする。

5 災害時の指揮

- (1) ドクターヘリが「4 広域災害時の派遣手続」に基づき出動した場合には、被災した都道県の災害対策本部等の指揮下において、被災地域を管轄する消防機関などの関係機関と緊密な連携を図りながら活動するものとする。
- (2) ドクターヘリは、(1)に関わらず、関西広域連合又は鳥取県の指示があった場合には、被災した都道県の災害対策本部及び被災地域を管轄する消防機関等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合において、被災地域におけるDMA Tの活動領域が複数の都道県にわたるときは、ドクターヘリは、DMA Tと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道県の災害対策本部、基地病院、厚生労働省DMA T事務局等にその旨を報告するものとする。
- (4) 被災した都道県の災害対策本部等は、本項による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

6 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- (2) 患者の後方病院への搬送
- (3) その他被災した都道県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

7 搭乗する医師及び看護師

基地病院は、ドクターヘリを被災地域へ派遣する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMA T隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

8 離着陸場所

- (1) 離着陸場所の要件にあつては航空関係法令等に定める基準に適合するものとし、基地病院及び運航会社は事前に確認しなければならない。
- (2) 離着陸場所とは、空港、飛行場、公共用ヘリポート、公的機関により臨時に設置された飛行場外離着陸場、緊急消防援助隊航空部隊受援計画に記載された飛行場外離着陸場及びドクターヘリ運航で登録されているランデブーポイント（ドクターヘリ基地病院の離着陸場所を含む。）をいう。これらに合致しない離着陸場所であっても、関係機関による使用の実績があり、その状況について確認が取れている離着陸場所にあつては使用できるものとする。
- (3) 被災地域における現場直近での離着陸については、非常時の判断に準じて行うものとする。この際、一度離着陸した場所に関する情報は、速やかに被災都道県等の災害対策本部等に提供するよう努めるものとする。
- (4) (2)に規定されている離着陸場所であつて、建築物上に設定されているものにあつては、被災後においても安全に使用できることが確認されるまで使用してはならない。

9 離着陸場所の安全確保

- (1) 使用しようとする離着陸場所にあつては公的機関（消防、警察、海上保安庁、自衛隊）等による無線統制及び安全確保が実施されている場所が望ましい。
- (2) 航空管制、フライトサービス等無線局が開設されている離着陸場所にあつては、その指示に従う。

10 搭乗員の勤務時間等

航空関係法令等に定められた乗務員の乗務時間及び勤務時間を遵守するものとする。

11 運航会社の従業員の損害賠償

関西広域連合は、被災地域に派遣する運航会社の従業員に対しては、医療従事者と同等の補償が適用されるように体制を整えるものとする。

12 予備機の活用

基地病院、関西広域連合又は鳥取県が、運航会社の所有するドクターヘリ予備機による被災地域へのドクターヘリ派遣が必要と判断した場合、関西広域連合及び鳥取県は、「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、運航会社に対し、予備機によるドクターヘリ派遣を要請することができるものとする。

なお、同協定は、鳥取県が締結者に追加されて以降に適用されるものとする。

13 費用等

関西広域連合又は鳥取県は、特段の事由が生じた場合、運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

14 災害時の運用の原則

災害が発生した場合、関西広域連合及び鳥取県は、それぞれの「地域防災計画」、「防災活動計画」、「災害時医療救護活動マニュアル」、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めるところにより、ドクターヘリによるDMAT・医療救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を実施することとする。

その際、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等防災関係機関と調整し、相互に連携を図りつつ、ドクターヘリを運用する。